

四日市市監査委員告示第1号

四日市市監査事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

四日市市監査委員

四日市市監査事務処理規程の一部を改正する規程

四日市市監査事務処理規程（平成12年四日市市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(監査の種別)</p> <p>第2条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 財政援助団体等監査 法第199条第7項の規定により、<u>財政的援助を与えている</u>団体、出資団体、支払保証団体、信託の受託者又は公の施設の<u>指定管理者の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの</u>について、<u>必要と認めるとき、又は市長の要求があるとき</u>に行う。</p> <p>(5) 公金の<u>収納又は支払事務に関する監査</u> 法第235条の2第2項又は<u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条の2第1項</u>の規定により、指定金融機関が<u>取り扱う</u>公金の収納又は支払の事務について、<u>必要と認めるとき、又は市長若しくは上下水道事業管理者若しくは病院事業管理者の要求があるとき</u>に行</p>	<p>(監査の種別)</p> <p>第2条 監査は、次の種別に分けて行うものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 財政援助団体等監査 法第199条第7項の規定により、<u>を受けている</u>団体、出資団体、支払保証団体、信託の受託者又は公の施設の<u>管理受託者に対し、出納その他の事務の執行について必要と認めるとき又は市長の要求があるとき</u>に行う。</p> <p>(5) 公金の<u>出納支払事務監査</u> 法第235条の2第2項の規定により、指定金融機関が<u>行う</u>公金の収納又は支払の事務について<u>必要と認めるとき又は市長の要求があるとき</u>に行う。</p>

う。

(6) 議会の請求に基づく監査 法第98条第2項の規定により、市の事務について市議会の請求があるときに行う。

(7) 市長の要求に基づく監査 法第199条第6項の規定により、市の事務の執行について市長の要求があるときに行う。

(8) 住民の直接請求に基づく監査 法第75条第3項の規定により、市の事務の執行について選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもってその代表者から請求があるときに行う。

(9) 住民監査請求に基づく監査 法第242条第4項の規定により、市長若しくは委員会若しくは委員又は職員について違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めて市民から請求があるときに行う。

(10) 職員の賠償責任に関する監査 法第243条の2第3項又は地方公営企業法第34条の規定により、職員が市に損害を与えたと認めて市長若しくは上下水道事業管理者若しくは病院事業管理者から請求があるときに行う。

(11) 例月現金出納検査 法第235条の2第1項の規定により、市の現

(6) 議会の要求監査 法第98条第2項の規定により、市の事務について市議会の要求があるときに行う。

(7) 市長の要求監査 法第199条第6項の規定により、市の事務の執行について市長の要求があるときに行う。

(8) 直接請求監査 法第75条第1項の規定により、市の事務の執行について選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもってその代表者から請求があるときに行う。

(9) 住民の監査請求 法第242条第1項の規定により、市長若しくは委員会若しくは委員又は職員について違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当に怠る事実があると認めて市民から請求があるときに行う。

(10) 職員の賠償責任に関する監査 法第243条の2第3項の規定により、職員が市に損害を与えたと認めて市長から請求があるときに行う。

(11) 出納検査 法第235条の2第1項の規定により、市の現金の出納

金の出納について毎月例日に行う。

(12) 決算審査 法第233条第2項  
又は地方公営企業法第30条第2項  
の規定により、決算について市長か  
ら審査を求められたときに行う。

(13) 基金の運用状況審査 法第24  
1条第5項の規定により、基金の運  
用の状況について市長から審査を求  
められたときに行う。

(14) 財政健全化審査 地方公共団  
体の財政の健全化に関する法律（平  
成19年法律第94号）第3条第1項  
の規定により、健全化判断比率につ  
いて市長から審査を求められたとき  
に行う。

(15) 経営健全化審査 地方公共団  
体の財政の健全化に関する法律第22  
条第1項の規定により、資金不足比  
率について市長から審査を求められ  
たときに行う。

（監査の基準）

第6条 監査実施上の基準は、都市監査  
基準（平成27年8月27日全国都市  
監査委員会制定）による。ただし、こ  
れによりがたい場合は、別に定める。

について毎月例日に行う。

(12) 決算審査 法第233条第2項  
及び地方公営企業法（昭和27年法  
律第292号）第30条第2項の規  
定により、市長から審査を求められ  
たときに行う。

(13) 基金審査 法第241条第5項  
の規定により、基金の運用について  
市長から審査を求められたときに行  
う。

(14) 財政健全化審査、経営健全化審査  
地方公共団体の財政の健全化に関  
する法律（平成19年法律第94号）  
第3条第1項及び第22条第1項の  
規定により、市長から審査を求めら  
れたときに行う。

（監査の基準）

第6条 監査実施上の基準は、都市監査  
基準準則（昭和60年8月29日全国  
都市監査委員会制定）の規定を準用す  
る。ただし、これによりがたい場合は、  
別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、都市監査基準（昭和60年8月29日全国都市監査委員会制定）別項監査等の着眼点により監査を行うことができる。

(監査事務局)